

## 学習院大学学籍に関する取扱い

(趣旨)

第1条 この取扱いは、学習院大学学則（以下「学則」という。）に基づき、学籍に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(学期及び年次)

第2条 この取扱いにおける学籍上の学期の期間については、第1学期の期間は4月1日から9月30日まで、第2学期の期間を10月1日から3月31日までとして扱う。

2 学生は、原則として、同一年次に通算して1年間在学したときは、第1学期開始日に次の年次に進級する。ただし、学部・学科等が定める進級要件が存在する場合は、この限りでない。

3 第4年次に在籍する学生が学則第49条に定める卒業要件を満たさない場合は、次年度も引き続き第4年次に在籍するものとする。ただし、学則第42条に定める在学年数の上限を超過する場合は、この限りでない。

(休学)

第3条 学則第35条の規定により休学しようとする者は、休学願を、原則として休学開始を希望する月の前月の末日までに学生センター教務課（以下「教務課」という。）に提出しなければならない。

2 休学開始日は、休学を開始する月の初日とし、休学期間満了日は、休学が満了する月の末日とする。

3 休学を許可された者は、当該期間中の授業、学期末及び学年末定期試験等を受けることができない。ただし、各種証明書の発行を求めることができる。

(休学期間の変更)

第4条 休学期間を変更しようとする者は、休学期間変更願を教務課に提出しなければならない。

2 休学期間の延長を希望する場合、休学期間変更願の提出期限は、休学期間満了日までとする。

3 休学期間の短縮を希望する場合、休学期間変更願の提出期限は、休学を取り止め出校を希望する日の前月の末日までとする。

(出校)

第5条 病気加療を理由に休学していた者が出校する際には、出校に差し支えない旨の診断書を添付した出校願を、原則として出校する日の前月の末日までに教務課に提出しなければならない。

(退学)

第6条 学則第39条の規定により退学しようとする者は、退学願を、原則として退学する日の前日までに教務課に提出しなければならない。

2 退学日は、原則として、第1学期末日又は第2学期末日のいずれかとする。

3 退学願は、願い出た期日までの学費が納入されていない場合、受理しない。

(除籍)

第7条 学則第71条により除籍となった者から各種証明書の発行を求められた場合は、証明書を発行することができる。ただし、在籍期間の証明は除籍日前日までとし、学費未納期間中の成績（修得単位）は証明しない。

2 学則第71条第2項の規定により除籍解除を希望する者は、未納金の納付が証明できる書類を添付した除籍解除願を、除籍となった年度の末日までに、教務課に提出しなければならない。

(改正)

第8条 この取扱いの改正は、教務委員会の議を経て、学生センター所長が行う。

附 則

1 この取扱いは、平成28年4月1日より施行する。

2 この取扱いは、附則第1項に規定する施行日より1年以内に見直すこととする。

## 学習院大学大学院学籍に関する取扱い

(趣旨)

第1条 この取扱いは、学習院大学院学則（以下、「学則」という。）に基づき、学籍に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(学期及び年次)

第2条 この取扱いにおける学籍上の学期の期間については、第1学期の期間は4月1日から9月30日まで、第2学期の期間を10月1日から3月31日までとして扱う。

2 学生は、原則として、同一年次に通算して1年間在学したときは、第1学期開始日に次の年次に進級する。

ただし、研究科・専攻等が定める進級要件が存在する場合は、この限りでない。

3 第2年次に在籍する博士前期課程の学生及び第3年次に在籍する博士後期課程の学生が、学則第14条又は15条に定める修了要件を満たさない場合は、次年度も引き続き当該年次に在籍するものとする。ただし、学則第9条第3項に定める在学年数の上限を超過する場合は、この限りでない。

(休学)

第3条 学則第27条の規定により休学しようとする者は、休学願を、原則として休学開始を希望する月の前月の末日までに学生センター教務課（以下「教務課」という。）に提出しなければならない。

2 休学開始日は、休学を開始する月の初日とし、休学期間満了日は、休学が満了する月の末日とする。

3 休学を許可された者は、当該期間中の授業、学期末及び学年末定期試験等を受けることができない。ただし、各種証明書の発行を求めることができる。

(休学期間の変更)

第4条 休学期間を変更しようとする者は、休学期間変更願を教務課に提出しなければならない。

2 休学期間の延長を希望する場合、休学期間変更願の提出期限は、休学期間満了日までとする。

3 休学期間の短縮を希望する場合、休学期間変更願の提出期限は、休学を取り止め出校を希望する日の前月の末日までとする。

(出校)

第5条 病気加療を理由に休学していた者が出校する際には、出校に差し支えない旨の診断書を添付した出校願を、原則として出校する日の前月の末日までに教務課に提出しなければならない。

(退学)

第6条 学則第31条の規定により退学しようとする者は、退学願を、原則として退学する日の前日までに教務課に提出しなければならない。

2 退学日は、原則として、第1学期末日又は第2学期末日のいずれかとする。

3 退学願は、願い出た期日までの学費が納入されていない場合、受理しない。

(除籍)

第7条 学則第68条により除籍となった者から各種証明書の発行を求められた場合は、証明書を発行することができる。ただし、在籍期間の証明は除籍日前日までとし、学費未納期間中の成績（修得単位）は証明しない。

2 学則第68条第2項の規定により除籍解除を希望する者は、未納金の納付が証明できる書類を添付した除籍解除願を、除籍となった年度の末日までに、教務課に提出しなければならない。

(改正)

第8条 この取扱いの改正は、教務委員会の議を経て、学生センター所長が行う。

附 則

1 この取扱いは、平成28年4月1日より施行する。

2 この取扱いは、附則第1項に規定する施行日より1年以内に見直すこととする。

## 学習院大学専門職大学院学籍に関する取扱い

(趣旨)

第1条 この取扱いは、学習院大学専門職大学院学則（以下「学則」という。）に基づき、学籍に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(学期及び年次)

第2条 この取扱いにおける学籍上の学期の期間については、第1学期の期間は4月1日から9月30日まで、第2学期の期間を10月1日から3月31日までとして扱う。

2 学生は、原則として、同一年次に通算して1年間在学したときは、第1学期開始日に次の年次に進級する。ただし、研究科・専攻等が定める進級要件が存在する場合は、この限りでない。

3 第3年次に在籍する学生が学則第10条第1項又は第2項に定める修了要件を満たさない場合は、次年度も引き続き第3年次に在籍するものとする。ただし、学則第10条第1項又は第2項に定める在学年数の上限を超過する場合は、この限りでない。

(休学)

第3条 学則第15条の規定により休学しようとする者は、休学願を、原則として休学開始を希望する月の前月の末日までに学生センター教務課（以下「教務課」という。）に提出しなければならない。

2 休学開始日は、休学を開始する月の初日とし、休学期間満了日は、休学が満了する月の末日とする。

3 休学を許可された者は、当該期間中の授業、学期末及び学年末定期試験等を受けることができない。ただし、各種証明書の発行を求めることができる。

(休学期間の変更)

第4条 休学期間を変更しようとする者は、休学期間変更願を教務課に提出しなければならない。

2 休学期間の延長を希望する場合、休学期間変更願の提出期限は、休学期間満了日までとする。

3 休学期間の短縮を希望する場合、休学期間変更願の提出期限は、休学を取り止め出校を希望する日の前月の末日までとする。

(出校)

第5条 病気加療を理由に休学していた者が出校する際には、出校に差し支えない旨の診断書を添付した出校願を、原則として出校する日の前月の末日までに教務課に提出しなければならない。

(退学)

第6条 学則第16条の規定により退学しようとする者は、退学願を、原則として退学する日の前日までに教務課に提出しなければならない。

2 退学日は、原則として、第1学期末日又は第2学期末日のいずれかとする。

3 退学願は、願い出た期日までの学費が納入されていない場合、受理しない。

(除籍)

第7条 学則第24条により除籍となった者から各種証明書の発行を求められた場合は、証明書を発行することができる。ただし、在籍期間の証明は除籍日前日までとし、学費未納期間中の成績（修得単位）は証明しない。

2 学則第24条の規定により除籍解除を希望する者は、未納金の納付が証明できる書類を添付した除籍解除願を、除籍となった年度の末日までに、教務課に提出しなければならない。

(改正)

第8条 この取扱いの改正は、教務委員会の議を経て、学生センター所長が行う。

附 則

1 この取扱いは、平成28年4月1日より施行する。

2 この取扱いは、附則第1項に規定する施行日より1年以内に見直すこととする。